

令和2年度 三根東小学校いじめ防止基本方針

みやき町立三根東小学校

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域・関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 「いじめ」防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ防止対策推進法第2条]

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 「いじめ」の防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ・体罰等対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、組織運営機構の中に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。委員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭とする。

- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた「いじめ防止拡大対策委員会」を開催する。（外部委員は、学校評議員、PTA会長、SCとする。必要に応じて、SSW、みやき町教育委員会、医者、学識経験者等の中から校長が依頼する場合もある。）

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって担任と関係校務分掌担当者が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルに沿って、必要な組織による会議を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 児童一人一人が認められる学校・学級づくり

教師は、児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、自分の居場所を感じられるような学校・学級づくりに努めるとともに児童との信頼関係や規範意識の醸成に努める。

(2) 分かる授業づくり

教師は、児童一人一人が分かる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育む。

(3) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止の取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、保護者と連携してインターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) 教育相談体制の充実

児童や保護者からの話は親身になって聞く姿勢で臨むとともに、いつでも、誰でも相談できる体制の充実に努める。また、教職員自身も、学級内の問題や悩みを一人で抱え込まず、管理職への報告や学年・同僚への協力を求める意識をもつ。

(6) いじめ防止強化月間の取組

年2回（7月と12月）を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめアンケートを実施した結果から児童に対応したり、「いじめ問題」に関する研修会を行い、「いじめ」について職員の理解と実践力を深めたりするなど、いじめ防止に関する学習や活動を行う。

(7) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

「いじめ」の未然防止や解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、ふれあい道徳授業、PTA 総会、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

次の取組を柱にいじめの早期発見に努め児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

気になる児童については担任が随時個人面談を行い、学校での生活状況等について話し合う。必要に応じて、保護者や他の職員等と情報を共有するなど、適切に対応する。

② SC（スクールカウンセラー）による面談

「教育相談だより」により、SCによる面談の日程を児童・保護者に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校だより、学級懇談会等で、相談窓口（管理職・教育相談担当）について周知する。相談を受けた者は直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び毎月の「なかよしアンケート」（生活アンケート調査）を活用し、いじめの早期発見に努める。

6 事案対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの「覚知」

通報や相談等により、各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの「認知」

覚知後、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、いじめ防止対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に教育委員会に認知報告を行う。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、担任等により被害・加害児童への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

③ 情報の記録及び共有

各教職員は、教育現場における安全管理の手引き及び危機管理マニュアルに従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

(2) 重大事態への対応

重大事態の定義

① いじめの重大事態 [いじめ防止対策推進法第28条第1項]

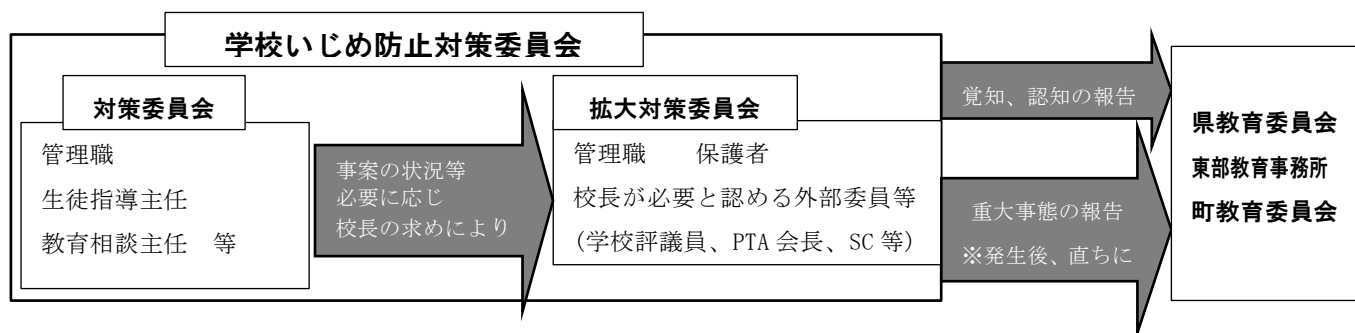
・いじめにより当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(例…自殺を企図、金品等に重大な被害、身体への重大な障害等)

② 不登校重大事態 [いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号]

・学校教育法第28条第1項第2号に規定する、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるいじめの重大事態をいう。

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図



7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3ヶ月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

- 6月…「三根東小学校いじめ防止基本方針」の周知、いじめの定義・対応についての研修会
- 8月…いじめへの対応力向上を図る研修会、事例研修会
- 3月…いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に取組状況について評価を行い、次年度に向けた取組の改善に活かす。